

藤田医科大学 医学研究倫理審査委員会の審査料等に関する細則

2016（平成28年）. 6. 1 施行

（目的）

第1条 藤田医科大学（以下、本学という）が他の研究機関の長より審査の依頼があった場合の費用請求について定める。

（審査料等）

第2条 本学は、藤田医科大学医学研究倫理審査委員会（以下、委員会という）で審査完了後、申請者に以下の通り審査料等を請求する。

		新規申請（税別）	変更申請（税別）
観察研究	本学が関与する研究	20,000 円	10,000 円 （一律）
	本学が関与しない研究	60,000 円	
介入研究	本学が関与する研究	40,000 円	
	本学が関与しない研究	80,000 円	

（必要書類）

第3条 審査依頼には以下の書類の提出を求めることとする。

- ①依頼文（他の研究機関の長→本学学長）
- ②実施計画書
- ③説明文書
- ④同意書
- ⑤その他委員会が必要と判断した資料

以上

附 則

1. この細則は、平成28年6月1日より施行する